

不正軽油に係る罰則の更なる強化について

1. 地方税改正(平成18年6月施行)による供給者罰則の創設

軽油引取税脱税の現状

不正軽油による軽油引取税の脱税手法の巧妙化、組織化
排ガスによる大気汚染やその製造過程で生じる硫酸ピッチの不法投棄等による環境汚染

更なる罰則の強化の必要

従来までの罰則規定(一例)

項目	懲役刑	罰金刑	法人重科
脱税犯	5年以下	500万円以下	-
製造承認義務違反	5年以下	500万円以下	3億円以下
免税証の不正受給等による免税軽油の引取り	5年以下	500万円以下	-
不正受還付罪	5年以下	500万円以下	-
不正軽油等譲受罪(購入者罰則)	2年以下	200万円以下	1億円以下

(1) 供給者罰則 < 新設 >

不正軽油の製造に使われることを知って、以下に掲げる物品・施設等を提供した者に対する罰則を創設

- ・ 灯油やA重油等の原材料 (原材料対策)
- ・ 土地、施設、設備等 (不正軽油製造施設対策)
- ・ 識別剤の抜き取りに用いる濃硫酸等の薬品 (識別剤抜き取り防止対策)

3年以下の懲役、300万円以下の罰金 法人には2億円以下の罰金

(2) 元売業者の指定の取り消し要件の拡大

供給者罰則に当たる違反行為をした元売業者等に対して、元売業者等の指定を取り消すことができる

(3) 都道府県徴税吏員による質問検査権の強化

不正軽油の製造・運搬に加担していると認められるトラックの運転者に対する質問及び積荷の検査を行なうことができる

2. 石連「軽油引取税脱税防止ガイドライン」(2004年12月策定)

目的 石油業界(石連、全石連)として、不正軽油撲滅に向けた地方自治体の取り組みや地方税改正(2004年6月)の動向を踏まえ、**灯油・A重油等の不正軽油への悪用を徹底的に防止する**

< 主な取り組み >

(1) 灯油、A重油、潤滑油については、

製油所・油槽所渡しの取引(配送手段等は引取者が手配する取引 = 「**倉渡し取引**」)については、**物流上の納入先を確認する**

「倉渡し取引」で物流上の納入先が確認できず、灯油・A重油等が不正軽油の原材料に使用されるおそれがある場合は、取引先まで届ける取引(「持ち届け取引**」)とする**

(2) 軽油については、新規または大量に出荷オーダーがあった場合、

当該業者へ販売先を確認する

「倉渡し取引」については、物流上の納入先を確認する

「倉渡し取引」で物流上の納入先の確認ができず、脱税のおそれがある場合は、「持ち届け取引**」とする**



石連加盟各社は、ガイドラインの内容およびガイドラインに沿った具体的対応方法等について、本社・支店・製油所等の各事業所に周知徹底を図っている